



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	公権の現代化（2）：EU環境法における「個人の権利」とそのドイツ行政法に対する影響を手がかりとして
Author(s)	谷, 遼大; Tani, Ryota
Citation	北大法学論集, 73(1), 246[1]-218[29]
Issue Date	2022-05-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/85635
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_73_1-04_Tani.pdf



公権の現代化（二）

—— EU 環境法における「個人の権利」と
そのドイツ行政法に対する影響を手がかりとして ——

谷
遼
大

目次

序章

第一節…問題意識

第二節…本稿の手法と構成

（以上、七二巻六号）

第一章…EU環境法における個人の権利の生成

第一節…個人の権利の基層

第一款…EU法の直接効果——一九六三年 van Gend & Loos 事件

第二款…指令の直接効果——一九七四年 van Duyn 事件

第三款…構成国の国家責任——一九九一年 Francovich 事件

第四款…検討——個人の権利の機能化

第二節…一九九〇年代の判例における個人の権利

第一款…一九九一年地下水判決

第二款…一九九一年大気質判決 I——TALU 判決

第三款…一九九一年大気質判決 II

第四款…一九九一年表層水判決

第五款…一九九六年貝類水域判決

第六款…検討

第三節…一九九〇年代の法務官意見における個人の権利

第一款…法務官 van Gerven——地下水判決

第二款…法務官 Mischo——二〇〇の大気質判決

第三款…法務官 Jacobs——表層水判決と貝類水域判決

第四節…小括

第二章…EU環境法における個人の権利の展開

第三章…公権のヨーロッパ化

第四章…行政裁判権の機能と限界——行政裁判権の正統化と団体訴訟をめぐる考察

第五章…公権の現代化

終章

(以上、本号)

第一章：EU環境法における個人の権利の生成

EU法⁽¹⁾における「個人の権利」⁽²⁾が、日本やドイツとは異なった思考様式の下で発展していること、そして日本法における「法律上の利益」やドイツ法における「公権」よりも広く認められていることは、想像に難くない。しかしながら、EU法上の個人の権利の構想については、ドイツ法（保護規範説）との類似性が語られることもあれば、フランス法との類似性が語られることもあり、その意味では評価が難しい一面を有しているようにも思われる。また、我が国の公法学の成果を見渡してみても、EU法上の個人の権利それ自体に関する研究は、必ずしも十分に行われてこなかったように思われる⁽³⁾。

本論文の前半を占める第一章と第二章の課題は、EU法上の個人の権利の概念について、ヨーロッパ司法裁判所の判例やドイツにおける学説の整理・評価を手がかりとしながら、その輪郭を描き出すことにある。この第一章では、一九九〇年代の個人の権利をめぐるヨーロッパ司法裁判所の判決（第二節）、それに関する法務官の意見書（第三節）を順次取り扱う。そして、まずはこれらの作業に先立って、EU法の構想の一端を示すいくつかの重要判例を確認する（第一節）。

なお、連合法上の個人の権利を分析するにあたっては、多様な参照領域が考えられるところではある⁽⁴⁾。ただ、本稿ではEU法において極めて重要な位置を占め、長年に渡って示唆に富む判例を多く蓄積してきた環境法に的を絞って議論を展開することとしたい。本章においては、特にEU環境法において個人の権利に関するリーディング・ケースが形成された一九九〇年代の判例について、一九九一年の地下水判決から一九九六年の淡水判決までの五つの判例を中心に取り上げる。

最後に、本章は、「個人の権利」について、純粹にEU法上の問題としてのみ取り扱う。つまり、連合法上の個人の権利がドイツにおいてどのようにして実現されているのか、そしてドイツの法秩序や権利論に対していかなる影響を及ぼしているのかといった国内法上の問題には、原則としてここでは立ち入らない。これについては、第三章以降で論じられることになる。

第一節…個人の権利の基層

まず初めに、EU法の一般原則に関するヨーロッパ司法裁判所の重要な判例をいくつか紹介しておきたい。というのは、これらの基礎的な判例は、まさに連合法における「市民」や「個人の権利」の役割や位置づけについて一定の示唆をもたらしているものであり、後に個人の権利に関する具体的な判例を検討・分析していく上で有益な基盤を提供すると思われるからである。こうした観点から取り上げる価値のある判例はいくつか存在するが、ここでは、*van Gend & Loos* 事件（一九六三年）、*van Duyn* 事件（一九七四年）、*Francoovich* 事件（一九九一年）という三つの判例を特に取り上げることにする。

第一款：EU法の直接効果——一九六三年 *van Gend & Loos* 事件 (Rs. C-26/62)

ヨーロッパ司法裁判所が、連合法上の個人の権利について、その構想の端緒を示したのが、一九六三年の *van Gend & Loos* 事件⁽⁴⁾である。本事件は、次のようなものである。

[4]

オランダの商社 van Gend & Loos は、ヨーロッパ経済共同体 (EEC) が設立された一九五八年時点の関税が三%であったにもかかわらず、オランダの関税局が一九六〇年実施の関税協定に従って八%の関税を課したことを不服とし、不服申立を行った。その際、van Gend & Loos は、EEC 条約一二条は条約が発効した一九五七年以降に構成国間の輸出入に関する関税を引き上げることが禁止しているため、八%の課税処分はこれに違反し無効であると主張した。この不服申立が棄却されたため、van Gend & Loos は当該課税処分の取消しを求め、オランダ税務審判所に取消訴訟を提起した。この取消訴訟にあたって、税務審判所がヨーロッパ司法裁判所に先決裁定を求めたのが、本事件である。

先決裁定において、ヨーロッパ司法裁判所は、EEC 条約一二条の直接効果の問題、つまり、van Gend & Loos が EEC 条約一二条の規定を直接に国内裁判の場で援用しうるのかという問題に、肯定的な回答を与えた。司法裁判所によると、「構成国の立法から独立した共同体法は、個人に義務を課すのと同様に権利も付与する」ものであり、「このような権利は、条約がこのことを明文で規定している場合のみならず、条約が個人、構成国、そして共同体の機関に課す明確な義務からも生じる」⁸⁾。そして、EEC 条約一二条の文言は「明確かつ無条件の (klar und uneingeschränkt) 禁止」を内容としており、当該義務に対して構成国によって何らかの留保が付される余地はなく、また、実施にあたって公権力による別途の介入を必要としない。ゆえに、「一二条の禁止は、その性質上、構成国とその法に服する個人との法関係において直接効果を生じさせるのに、特に適している」というのである⁹⁾。また、ヨーロッパ司法裁判所は、個人との関係について、次のようにも述べている。「仮に構成国による一二条違反に対する担保が〔EEC 条約——訳者註〕一六九条及び一七〇条で予定された手続のみに限定されるとすれば、個人の個別的権利の直接の裁判による保護は、すべて排除されることになる。また、これらの規定の適用が、条約の規定に違反して下された決定の執行後に行われるのであれば、それは効果的ではない。自らの権利を維持することに関心のある市民の注意深さは、一六九条及び一七〇条

によるヨーロッパ委員会と構成国を通じて行われる統制を補完する、有効な統制なのである⁽¹⁰⁾。以上を踏まえ、ヨーロッパ司法裁判所は、「条約の精神、体系性及び文言によれば、一二条は直接効果を生じさせ、国の裁判所が尊重する個別の権利を根拠付けるものとして解釈されなければならない」と結論付けた⁽¹¹⁾。

この最初期に下されたヨーロッパ司法裁判所の判決を要約すれば、次のようになろう。すなわち、EU法上の義務が「明確かつ無条件」に規定されており、その実施のために公権力による介入を必要としない場合には、当該条項は、構成国と個人との法関係において直接効果を生じさせる。ここから導き出される連合法上の権利が、個人によって国内の裁判所で援用され、そしてまた保護されることによって、EU法の実効性はより高められることになる、と。本決定は、EU法上の規定（ここではEEC条約）の直接効果を初めて認めたものであるという点はもちろんながら、国内裁判所での個人による権利の援用にEU法の実効性を高める役割を期待し、直接効果の判断にあたってこれを考慮に入れているという点も、EU法の構想の一端を示すものとして注目すべきである。

第二款…指令の直接効果——一九七四年 van Duyn 事件 (Rs. C-41/74)

一九六三年の van Gend & Loos 事件は、EEC条約、つまりEUの一次法の規定の直接効果が問題となった事案であった。それに対して、一九七四年の van Duyn 事件⁽¹²⁾は、二次法である「指令(Richtlinie)」の規定の直接効果が問題となった事案である。本事件は、次のようなものである。

一九六八年、イギリスの保健大臣はサイエントロジューが社会的に有害であるというイギリス政府の見解を発表し、サイエントロジューの関連施設に勤務する外国人に対しては労働許可証と雇用証明書を発行しないこととした。一九七三年、

[6]

オランダ人の van Duyn は、イギリスのサイレントロジ―教会の秘書として雇用されるためにイギリスへの入国を試みたが、入国審査官の尋問の末、入国を拒否されることとなった。van Duyn は、この入国拒否が違法であるとしてイギリス内務省を相手取ってイギリスの裁判所に提訴し、それが先決裁定手続によりヨーロッパ司法裁判所に付託されたのが本事件である。van Duyn は、公共秩序、公序良俗及び公衆衛生を理由に公布された外国人の移動及び居住に関する特別措置に関する指令の三条一項は「公共秩序または公共の安全のための措置は、当該個人の個人的行為にのみ基づく」と定めており、この規定が直接効果を有すると主張していた。

ヨーロッパ司法裁判所によると、「指令によって課された義務を利害関係のある個人が援用する可能性を原則的に排除することは、『EEC 条約——訳者註』一八九条によって指令に認められた拘束的效果と相容れない。とりわけ、例えば共同体の行政庁が構成国に対して指令を通じて一定の行動を義務付けた場合に、個人が裁判所でこれを援用したり、国の裁判所がそれを共同体法の構成要素として考慮に入れたりすることができないとすれば、このような措置の有益な効果（実効性 (effet utile)）は弱まることになる¹⁵⁾。また、この指令の三条一項は、公共の安全のために行われる措置が当該個人の個人的行為に基づいてのみ行われると定めることによって、外国人の出入国に責任を持つ行政庁に国の法律が一般に与えている裁量権を制限することを目的とするものである。この規定は、例外や条件に左右されることがなく、その性質上、共同体の機関または構成国のいずれかによる介入も必要としない義務を定めているものとされる¹⁶⁾。これらを踏まえつつ、ヨーロッパ司法裁判所は、当該指令の規定について直接効果を認めた。

第三款：構成国の国家責任——一九九一年 Francovich 事件 (Rs. C-6/90 und C-9/90)

一九九一年の *Francovich* 事件⁽¹⁷⁾は、指令を適切に実施しなかった構成国に対して個人が損害賠償を請求しうるのか、つまり構成国のEU法上の国家責任が問題となった事案である。本事件は、次のようなものである。

EUは、企業倒産時の被雇用者の保護に関する指令を一九八〇年に採択し、一九八三年を構成国における国内実施の期限として定めていた。しかしイタリアは、期限までにこの指令の内容を国内法化しなかったために、ヨーロッパ委員会から義務違反であるとしてヨーロッパ司法裁判所に訴訟を提起され、一九八九年に敗訴していた。他方、私人である *Francovich* は、イタリアの企業に勤務していたが、同社が倒産してしまい、賃金の未払いが発生することとなった。しかしながら、イタリアは先述の通り当該指令の国内法化を怠っており、さらにヨーロッパ司法裁判所によって敗訴判決が出された後にも、別途の国内法化措置を講じることなく違反状態を事実的に放置していた。これにより、イタリアには未払い賃金の支払いを保証する国内法が存在しないこととなり、*Francovich* は指令の内容が適切に実施されていれば受けることのできた同賃金の支払いを受けることができなかった。これについて、*Francovich* は、指令を適切に実施していないイタリアにはEU法上の賠償責任が存在すると主張して、イタリア政府に損害賠償を求めて国内裁判所に提訴した。これについて、イタリアの国内裁判所がヨーロッパ司法裁判所に先決裁定を求めたのが、本事件である。

ヨーロッパ司法裁判所は、結論において、EU法に関する構成国の国家責任を認めた。まず司法裁判所は、EU法秩序の対象には構成国のみならず個人も含まれること、構成国や共同体の機関と同様に個人にも課された義務から権利が生じうること、そして、国内裁判所は共同体法の規定の完全なる効果を確保し、共同体法によって個人に与えられた権利を保護する義務を負っていることを順次指摘する⁽¹⁸⁾。その上で、「もし構成国に帰責されるべき共同体法違反によって自らの権利が侵害された場合について個人が補償を得る機会がないとすれば、共同体法の規定の完全なる有効性は侵害されることになり、それによって根拠付けられた権利の保護は減じられることになる⁽¹⁹⁾」という。そして、「特に、本

[8]

件のように共同体法の規定の完全なる有効性が国の行動に左右され、したがって国が行動しないことで個人が共同体法によって認められた権利を国内裁判所で行使できない場合には、構成国による補償の可能性は不可欠である⁽²⁰⁾として、共同体法上の原則としての国家責任を認めた。なお、その国家責任を認めるための具体的な条件としては、第一に、指令の目標が個人に対する権利の付与を内容に含むものであること、第二に、これらの権利の内容を指令に基づいて確定しうること、第三に、国家に課された義務の違反と個人の被った損害との間に因果関係があることの三点が指摘されている⁽²¹⁾。

第四款・検討——個人の権利の機能化

以上では、EU法上の規定に基づいて国内の裁判所で個人が権利主張を行うことができるかという問題について、三つの判決を確認した。これらの判決から共通かつ明白に読み取られることとして、まず、ヨーロッパ司法裁判所が連合法上の個人の権利を連合法の有効性ないし実効性の観点と密接に結びつけているということを指摘することができる。そして *Franovich* 事件によれば、個人に対する構成国のEU法上の国家責任もまた、個人の権利保護を通じた連合法の実効性の確保という観点から、いわば目的的に根拠付けられている⁽²²⁾。つまり、少なくともヨーロッパ司法裁判所が展開する連合法の構想は、個人の権利を機能化することによって、連合法を貫徹するための道具として個人を法秩序に動員することを志向しているようにみえる⁽²⁴⁾。

日本法やドイツ法との違いを明らかにするために、こうしたEU法の構想をドイツの伝統的な権利論と比較すると、以下のような整理が可能であろう。まず、ドイツにおける伝統的な意味での公権は、公権力による権利侵害からの救済

を定めるドイツ基本法一九四条四項⁽²⁵⁾を具現化するものであり、そして個人の基本権上で保護される自由の領域を国家の違法な侵害から保護するものとして理解される。このことは、ドイツの行政法に特徴的な、国家と社会、そして公私の区別にも対応している⁽²⁶⁾。他方で、連合法上の個人の権利は、必ずしもこのように個人の利益にのみ資するわけではない。それはEU構成国における行政の裁判的統制を改善し、連合法の執行不全の緩和をもたらすという点で連合法の実効性の向上にも資するべきなのであり、そして、このために(も)作り出されているのである。したがって、連合法上の権利は、この意味において、二重の機能を有していると指摘することが可能であろう⁽²⁷⁾。また、このように機能的に個人の権利を理解することは、ドイツ法的な構想に根差している公私の区別を曖昧なものとし、その境界をぼやけさせるといふ帰結をもたらしうるのであつて⁽²⁸⁾、この点においても、個人の権利についてドイツ法と共同体法の間にある違いが際立つことになろう。

第二節…一九九〇年代の判例における個人の権利

一九九〇年代には、EU環境法の領域において、ヨーロッパ司法裁判所による個人の権利についての具体的な判断が積み重ねられてきた。ここでは、一九九一年の地下水判決から一九九六年の貝類水域判決に至るまでの、非常に有名な五つの判決を取り上げ、検討することを通じて、どのような基準に基づいて連合法上の個人の権利が認められているのか、その一端を明らかにしたい。

第一款…一九九一年地下水判決 (Rs. C-131/88)

環境法の領域において、個人の権利の認定基準を検討するにあたって最初に挙げられるべきヨーロッパ司法裁判所の判決は、一九九一年二月二八日の地下水判決⁽²⁹⁾である。本事件は、ヨーロッパ委員会が地下水指令⁽³⁰⁾のドイツにおける国内法化が不十分であるとして、ヨーロッパ司法裁判所に条約違反手続⁽³¹⁾を提起したものであった。ここでは、地下水指令の規定が個人に訴訟上で貫徹可能な権利を付与しているかどうかという点が問題となっている。なお、この地下水指令は、個人に権利を付与することについて明示的な規定を含んでおらず、単に構成国に対して指令の附属書（Anhang）に挙げられた特定の物質の排出を防止または制限するために必要となる措置を講じるよう義務付けるにすぎないものであった。

ヨーロッパ司法裁判所によると、地下水指令の規定は、特定の物質の排出を防止または制限するために、禁止や許可、監督手続などといった必要な措置に関する規定を公布するよう構成国に義務付けており、これらの義務を通じて「地下水の有効な保護」という地下水指令の目標を保障している⁽³²⁾という。したがって、指令には地下水の有効な保護を保障するために個人の権利及び義務を根拠付けることのできる明確かつ詳細な規定が含まれているとされ、地下水指令の規定は個人の権利を認めるに十分なものであることが示された⁽³³⁾。

第二款：一九九一年大気質判決I——TA Luft判決（Rs. C-361/88）

その後、ヨーロッパ司法裁判所は、一九九一年五月三〇日のいわゆるTA Luft判決⁽³⁴⁾において、指令の目標と個人との関係性をさらに展開している。ヨーロッパ委員会は、ドイツによる二酸化硫黄と浮遊粒子の大気質の限界値及び指標値に関する指令⁽³⁵⁾の国内法化が不十分であることを問題視し、ヨーロッパ司法裁判所に条約違反手続を提起した。ここで

問題となった二酸化硫黄と浮遊粒子の大気質の限界値及び指標値に関する指令は、構成国に対して、大気中の二酸化硫黄と浮遊粒子の限界値を事前に定めるとともに、その限界値の超過を防ぐために必要な措置を講じるよう義務付けるという内容のものであった。

ヨーロッパ司法裁判所は、この問題について、まず指令の二条と指令の制定理由を手がかりとして、この指令の目標が「環境保護」と「人間の健康の保護」にあることを認定した。⁽³⁶⁾つまり、この「環境保護」と「人間の健康の保護」を保障するために、二酸化硫黄と浮遊粒子に関する限界値を設定することが構成国に義務付けられているというわけである。そして、このことを前提に、「限界値の超過により人間の健康が危険に晒される状況のすべてにおいて、利害関係者は、自らの権利を主張するために強行規定を援用できなければならない」という結論に達している。ここでは、地下水判決では言及されることのなかった「人間の健康の保護」が指令の目標として明示的に認定されていることが注目に値する。

第三款：一九九一年大気質判決Ⅱ (Rs. C-59/89)

また、ヨーロッパ司法裁判所は、上記の大気質に関する TAJUFF 判決と同日に、ドイツによる鉛含有量の限界値に関する大気質指令⁽³⁸⁾の国内法化が不十分であることが問題となったケース⁽³⁹⁾においても、同様の判断を下している。この大気質指令もまた、構成国に対して大気中の鉛に関する限界値を事前に設定するよう義務付けるものであった。

ヨーロッパ司法裁判所は、ここにおいても、指令の目標は鉛による環境汚染により個人に危険が及ぶことを防ぐことにあると指摘した上で、「限界値の超過により人間の健康が危険に晒される状況のすべてにおいて、利害関係者は、

自らの権利を主張するために強行規定を援用できなければならない⁽⁴⁰⁾と繰り返し、個人の権利について同様の判断を下している。

第四款：一九九一年表層水判決 (Rs. C-58/89)

その後、ヨーロッパ司法裁判所は、一九九一年一月一七日に、ドイツによる飲料水指令⁽⁴¹⁾の国内法化が不十分であったことに端を発する条約違反手続⁽⁴²⁾において、再び個人の権利の認定の問題に取り組んでいる。飲料水指令は、構成国に対して、飲料水を産出する表層水の水質に関する限界値やその測定方法について定めるよう義務付けていた。

ここにおいてもまた、ヨーロッパ司法裁判所は、指令の目標が「人間の健康の保護」にあることを認定した上で、「この指令によって定められた措置の遵守が不十分であること」によって人間の健康が危険に晒されうる場合には常に、利害関係者は、自らの権利を主張するために強行規定を援用する機会を有していなければならない⁽⁴⁴⁾と判断した。

第五款：一九九六年貝類水域判決 (Rs. C-298/95)

そして、ここで最後に取り上げる一九九六年二月二日の貝類水域判決⁽⁴⁵⁾もまた、ドイツの条約違反が問題となったケースであり、これまでの判決の流れを汲むものである。本事件で問題となった淡水指令⁽⁴⁶⁾と貝類水域指令⁽⁴⁷⁾は、淡水と貝類の生息水域において一定の水質を保障するために、構成国に対して、水質に関する限界値を設定し、水汚染を防止するためのプログラムを作成するよう義務付けていた。

ヨーロッパ司法裁判所は、これらの指令の目標が「〔…〕人間の消費に適した魚、ならびに〔…〕人間によって直接に消費されうる貝類やエスカルゴの生活が営まれる、または営まれうる地下水の質を監督することによって、人間の健康を保護する」⁽⁴⁸⁾ことにあると認定した上で、これまでの判決と同様に、「この指令によって定められた措置の遵守が不十分であることよって人間の健康が危険に晒されうる状況のすべてにおいて、利害関係者は、自らの権利を主張するために強行規定を援用する機会を有していなければならない」と判断した。⁽⁴⁹⁾なお、この二つの指令は、環境保護の必要性については述べていたものの、構成国の義務が人間の健康を保護するためのものであると明示的には示していなかった。

第六款…検討

以上の通り、一九九〇年代のヨーロッパ司法裁判所の五つの判決を概観的に確認した。いずれの判決も、理由についてあまり詳細には言及していないものの、いくつかの示唆を得ることができる。

一 指令の保護目的

まず、ヨーロッパ司法裁判所は、これらの判決において、指令の保護目的を出発点として必ず確認しているという点が注目に値する。そして、最初の地下水判決こそ、水汚染の防止、つまり環境の保護を指令の目標として認定することどまっていたものの、その後の大気質判決以降の四判決は、いずれの場合も環境保護に加えて、「人間の健康の保護」についても指令の保護目的として明示的に認めている。このことは、指令がその一条（目的規定）や制定理由において

人間の健康の保護について言及していない場合であっても、同様であった。そしてヨーロッパ司法裁判所は、全体として、指令の目標が人間の健康の保護にあることをもって、特段に詳しい理由付けを行うことなく、個人に権利を認める傾向にある。ただし、これらのケースにおいて問題となっているのは、いずれも環境媒介物（Umweltmedien）、すなわち水や大気など、その汚染によって人間の健康に実際上で危険な影響が及びうるという性質をもった「環境」の保護であったという点には留意すべきである。したがって、ヨーロッパ司法裁判所は、少なくともこの意味での環境の保護を指令の目標として認めている場合には、人間の健康の保護という目標をも同時に導き出しており、⁵⁰それを個人の権利の認定に結びつけていると理解することができる。

こうした訴権の認定という観点から、EU法とドイツ法の違いが顕著となるのは、利益の性質についてである。人間の健康という指令の保護する利益は、確かに、個人との関わりのある利益である。しかしながら、ヨーロッパ司法裁判所は、ドイツ法にみられるような、利益の厳格な個別化までは要求していないようにみえる。すなわち、指令の規定が個別化可能な個人に排他的に帰属する利益を保護しているのではなく、いわば一般的利益を保護しているにすぎない場合であっても、それが生命や健康のような個人に（間接的に）関係しうる利益でさえあれば、共同体法上の個人の権利を認めるには十分であると判断しているように思われる。結果としてドイツと比べて大幅に広い範囲の人々に権利が認められる可能性が生じているといえ、その結果として、連合法上の個人の権利の問題に関しては、指令の保護目的はドイツの保護規範説に内在する「訴権制限的効果」を有していないといった評価が下されている。⁵¹

ただし、これまでのヨーロッパ司法裁判所で取り上げられた事案の特徴からすると、個人との関わりのない（ようにみえる）利益の場合については、注意が必要である。つまり、環境保護をめぐる利益であっても、種の保全を求める利益のように、人間の健康との関係性を指摘する余地が乏しいケースにまで一連の判例の理解が当てはまるのかどうかは、

現段階においては、定かではない。この点については、後続の判例をさらに検討する必要がある。

二 利害関係者の範囲

次に、権利が認められる個人の範囲が問題になる。まずは、学説に共通の理解として、ヨーロッパ司法裁判所は民衆訴訟を前提とはしていないという点が確認されるべきである⁵²。したがって、こうした権利を認められるべき「利害関係者」⁵³の範囲をいかなる基準によって境界付けていくのかという問題が生じることになる。

先に確認した判決によると、ヨーロッパ司法裁判所は、指令が遵守されないことで「人間の健康が危険に晒されうる場合には常に」⁵⁴利害関係者に権利を主張する機会が認められるべきであるとしており、指令の不遵守によって健康に影響が及びうる者を利害関係者として想定している。他方で、それ以上の基準が示されることはなく、根拠となる規範の文言を手がかりとしてその範囲を限定しようとするものもしていない。この点についていえば、ヨーロッパ司法裁判所は、利害関係者の範囲を「事実上の利害関係」の基準、すなわち、⁵⁵「實際上で健康に悪影響が及びうるかどうか」という基準に従って切り出そうとしたと理解するのが、妥当であろう。つまり、指令の目標から保護されるべき利益を認定する局面においては規範的な観点が維持される一方で、その利益に関わる利害関係者の範囲を判断する局面においては事実的な観点が採用されていると、一応の整理をすることができる⁵⁶。

また、ヨーロッパ司法裁判所の判断からすると、人間の健康に及ぼす影響について、具体的な危険であることまでは要求されておらず、潜在的な危険で十分であると一般に理解されている⁵⁷。したがって、利害関係者の範囲という点では、いずれにせよ高い水準の要求がなされているわけではなく、やはりそれなりに広い範囲の個人に権利が認められる可能性がある。

第三節…一九九〇年代の法務官意見における個人の権利

前節においては、ヨーロッパ司法裁判所の判決文を題材に、裁判所による個人の権利の理解を概観した。本節は、これらの一九九〇年代の判決にあたって法務官が提示した意見書の内容を確認することを目的とする。ただし、ヨーロッパ司法裁判所には、判決にあたって法務官の意見書に——理由においても結論においても——従う義務はない⁽⁵⁸⁾。しかしながら、司法裁判所は多くのケースにおいて法務官の意見書と同様の結論に至っていること、そしてまた、意見書は判決文よりも詳細な理由付けを行った上で立場を明らかにしていることが多いこと⁽⁵⁹⁾などを踏まえると、意見書の内容に目を通しておくことには一定の意義があると考えられる。

第一款：法務官 van Gerven——地下水判決

まず最初に、地下水判決 (Rs. C-131/88) を担当した法務官 van Gerven の意見書を確認する。彼は、その意見書において、まず指令の保護目的が水汚染の防止にあることを認定する⁽⁶⁰⁾。その上で、構成国は水の汚染を防止するために環境用益者とその監督庁との間に権利・義務関係を作り出す国内法化の措置を行わなければならないとし、規制を課す者と課される者という二面関係を出発点に考察を進める。そして、この二面関係を規律するために地下水指令を明確な形で国内法化することは、「行政庁またはその他の者に対して指令に含まれる禁止や制限を貫徹することを望む個々の第三者（例えば、環境保護団体または近隣住民）にとっても重要たりうる⁽⁶¹⁾」という。つまり、権利・義務関係の当事者ではない「第三者」にまで視野が拡大され、第三者にも権利が認められる余地があるというのである。最終的に van

Gervan 氏、ヨーロッパ委員会による主張に依拠しつつ、環境用益者が指令の規定を遵守することについて経済的なインセンティブが不足していること、そしてまた、地下水の汚染をもたらす可能性のある行為を統制することの困難さも加味した上で、⁽⁶²⁾環境保護に資するべく訴権を個人に認めるべきだと結論付けた。こうした van Gerven の意見は、認定した指令の保護目的の達成を担保することへと強く方向づけられており、市民を動員することによって分散的な執行統制を実現するという考え方が色濃く反映されたものと評価することができる。⁽⁶³⁾

非常に簡潔な理由付けにとどまっていたヨーロッパ司法裁判所による地下水判決における判断は、権利が認められるべき個人の範囲をどのような基準によって確定するかという点については明らかではないものの、結論の根拠という面では、上記の法務官 van Gerven の意見を踏まえ、おおよそ同様の見解に立っていると考えられる。

第二款：法務官 Mischo——二つの大気質判決

地下水判決に続く二つの大気質指令に関する判決 (Rs. C-361/88 と Rs. C-59/89) をまとめて担当したが、法務官 Mischo であった。Mischo は、法務官 van Gerven による地下水判決の意見を参照しながら、指令から生じる権利及び義務について、同じく環境用益者と行政庁の関係性の考察を出発点としている。曰く、行政庁は、環境に負荷をかける活動を制限するにあたって、国内の規範を通じて限界値を定めなければならない。そして、この限界値を設定することは、少なくとも間接的には個人——自然人と法人も含む——に対しても制約を課しうるといえるから、指令によって制約が課されることになる個人には、その義務の対として権利が認められるべきだといえるのである。⁽⁶⁴⁾そしてまた、指令の制定理由などに鑑みて、大気質に関するこれらの指令の目標は「環境保護」と「人間の健康の保護」にあると認定し、呼

吸によって大気を吸い込むことになる一般市民(einfache Bürger)にも、限界値に関する構成国の義務の「論理的な帰結」として、大気質が限界値に適合することを求める個人の権利が認められるべきだといふのである。⁽⁶⁵⁾ Mischo曰く、「最終的に、自らの活動によって潜在的な汚染源となり、問題となっている二つの指令により制約が課される自然人または法人と並んで、自らが吸い込む大気が定められた質に関する規範に適合するよう求める権利を指令から導き出す個人、一般市民がいることは、確かである」⁽⁶⁶⁾。以上のように、「Mischoは、van Gervenと同様に、指令の保護目的に焦点を当てつつ、構成国による指令の規定を国内実施する義務から個人の権利を認めるべきだという結論を導き出している。地下水判決との相違点として、ヨーロッパ司法裁判所は、この二つの判決において、環境のみならず人間の健康もまた指令の保護目的であると認定し、構成国における大気質に対する規制はそのために義務付けられることを指摘していた。この判断は、上記の Mischo の意見に依拠するところが大きいといえるだろう。

また、権利が認められるべき個人の範囲についても言及しておきたい。先の法務官 van Gerven は、地下水判決の意見書の中で環境保護団体を例示しており、かなり広い範囲の個人に対して権利が認められる可能性があるかと想定していたと理解できる。他方で、この二つの大気質判決に関する意見書に照らしてみると、Mischo が想定している権利が認められるべき個人の範囲は、必ずしも明白ではない。彼の意見書は、一方では、この利害関係者の範囲を限定するための基準が見受けられないために、かなり広範な一般市民を想定して、個人の権利を認める方向性を示していると読む余地がある。⁽⁶⁷⁾ しかしながら、「個人」や「一般市民」という文言を用い、「大気の吸入」と述べて明らかに自然人を想定しているように思われることからすれば、法人である環境保護団体まで想定していた van Gerven よりも狭いという指摘もまた、正当⁽⁶⁸⁾であるろう。

第三款・法務官 Jacobs——表層水判決と貝類水域判決

一 表層水判決

続いて、表層水判決 (Rs. C-58/89) と貝類水域判決 (Rs. C-298/95) を担当した法務官 Jacobs の意見を確認する。表層水判決に関する彼の意見書を見ると、これまでの判決の流れとは必ずしも整合的に捉えることができない、しかし興味深い考え方がみられている。

彼によると、指令の国内法化に対する要求としては、①拘束力のある国内規範を定立すること、②講じられた措置を適切に公表すること、そして、③訴訟上で主張しうる権利を根拠付けることの三つの要件が区別されるべきであり、訴権の認定はその一つにすぎない。ただし、あらゆる指令について、これらの三つの要件の全てが満たされなければならぬと考えるべきではないとも指摘している⁽⁷¹⁾。

そして、先の判決において問題となった地下水指令や大気質指令は、直接的または間接的に環境に有害物質を排出することにつながる活動を行う全ての者、つまり潜在的には無制限の範囲の人々に影響を与えうる統制のシステムを国内に構築することを求めている。それゆえ、これらの人々は、自らの活動に制約を課されることになるのであるから、「第三者」ではないのだとされている⁽⁷²⁾。他方、今回の表層水判決において問題となった飲料水指令についてみると、表層水の取水が問題となるどころ、指令は限定的な範囲の人々に対してしか権利・義務関係を作り出していないとされているのである⁽⁷³⁾。その上で、Jacobs は、「確かに、生態学者や環境利益団体のようにより大きな公的領域は、水質や共同体法の遵守に対しても一般的利益を有している。しかしながら、そこから自動的に、彼らに国内裁判所での訴権が付与されるわけではない⁽⁷⁴⁾」ことを指摘する。このようにして、Jacobs は訴権が認められるべき個人の範囲を限定しようと試み

たのである。⁽⁷⁶⁾この点、これまでのヨーロッパ司法裁判所の判例からすると、基本的に個人の権利を広く認めようとする方向は一致しているといえるが、どの程度の範囲の個人にまで権利が認められるかは、明らかではなかった。権利義務関係を手がかりとして訴権の範囲を限定的に捉えようとする Jacobs の説明は、訴権の範囲を検討する上では興味深く、しかしまた他方で、これまでのヨーロッパ司法裁判所の方向性からすると若干の距離をも感じさせるものであった。

二 貝類水域判決

他方で、法務官 Jacobs は、表層水域判決の五年後に出された貝類水域判決に関する意見書においては、ドイツに対して条約違反手続を提起したヨーロッパ委員会の主張を再現するにとどまっている。すなわち、問題となっている二つの指令は人間の健康の保護という目的をも有しており、司法裁判所はこのようなケースにおいて、国内実施が強行規定を通じて行われなければならないと判断してきたとし、⁽⁷⁶⁾これまでの判決の理解を確認するにとどまっている。このように、Jacobs は、この意見書においては直接には個人の権利の問題について自らの立場を明らかにしていないようにみえるが、結果としてこうしたヨーロッパ委員会の主張を支持することで、貝類水域判決をこれまでの一連の判例の中に位置づけることにつながっている。

第四節・小括

本章では、以上のように、主に一九九〇年代の判例を中心に、EU法上の個人の権利に関するヨーロッパ司法裁判所の判決文及び法務官意見の動向を確認してきた。最後に、本章で明らかになったことを整理するとともに、次章とのつ

なかりを指摘しておきたい。

第一に、ヨーロッパ司法裁判所は個人の権利を認めるにあたって、本章で取り扱った全ての判例において、指令の目標を出発点としている点である。一九九〇年代の判決においては、「環境保護」と並んで「人間の健康の保護」という目標が際立っていた。ただし、ここで問題となる利益の性質についてみると、少なくとも健康に対する利益のような（ドイツの基準でいうところの）私益または個別的利益がこれに該当することは判例から明らかであるものの、自然保護のような純粋な公益までこれに該当するのは、現時点では明らかとはいえない。この点は、本章の課題となる。

また、第二に、ドイツの保護規範説との類似性について述べておきたい。EU法は、いわゆるフランス法の利害関係者訴訟的な構想、つまり原告適格を基礎付けるのに事実上の利害関係のみで十分であるとする発想を、明らかに採用していない⁽⁷⁷⁾。個人の権利を認めるにあたっては、必ず共同体法上の規範的な基礎が必要であるとされているのであって、この意味において保護規範説との類似性を指摘することができる⁽⁷⁸⁾。ただし、実際に権利が認められる個人の範囲に目を向けると、EU法は明らかにドイツ法よりも広い範囲を想定しているように見え、その点ではドイツ法とは距離があるといわざるを得ない。この意味においては、フランス法の構想に近いという指摘も妥当するといつてよいだろう。

第三に、利害関係者の範囲の認定の問題が挙げられなければならない。ヨーロッパ司法裁判所は、その利害関係者の範囲を判断するにあたって、根拠条文の規定を手がかりとするのではなく、事実上の影響という観点に着目しているようである⁽⁷⁹⁾。他方で、検討した判決文の多くは抽象的な基準を立てるにとどまっていたため、最終的にどのような利害関係者を境界付けるのかという問題には決着がつかないように思われる。この点についても、次章において近年の新しい判例にも目を通すことを通じて、さらなる視座を得られるように努めたい。

このようにみると、ヨーロッパ司法裁判所の判決文や法務官意見からは十分に読み取れない点も多く存在している。

しかし、いずれにせよ、一九九〇年代の著名なヨーロッパ司法裁判所の判決を概観した限りでは、EU法上の個人の権利は、日本の「法律上の利益」やドイツの「公権」よりも相当に緩やかに認められうるということが、実際の判例とともに明らかになった。次章では、二〇〇〇年代以降のヨーロッパ司法裁判所の判例を取り扱うことによって、本章の検討においては明らかにすることのできなかつた点を補足するとともに、近年におけるさらなる発展の動向を追跡することにした。

(1) なお、本論文ではEC法とEU法については特段区別せず、EC時代のものであってもすべてEU法という表記を用いることにする。また、本論文ではヨーロッパ司法裁判所の判決及び法務官意見書をしばしば引用・参照している。その際には、原則としてドイツ語の出典に依拠することにしたが、訳出にあたっては英語の出典も参考とした。

(2) 本稿でいう連合法上の「個人の権利」については、判例及び学説は「主観的権利 (subjektive Rechte)」や「公権 (subjektiv-öffentliches Recht)」と「ドイツ的な専門用語ではなく、「個人の権利 (Rechte Einzelner)」や「個別的権利 (individuelle Rechte)」[「援用権 (Berufungsrecht)」と「似た類いの表現を用いる場合が多々ようである。この点については、Martin Ebers, Rechte, Rechtsbehelfe und Sanktionen im Unionsprivatrecht, 2016, S. 68f.; André Niesler, Individualrechtsschutz im Verwaltungsprozessrecht, 2012, S. 177.

(3) その数少ない研究として、山本隆司『行政上の主観法と法関係』(有斐閣、二〇〇〇年)四二三頁以下を挙げておく。

(4) この問題に関する環境法以外の主要な参照領域としては、例えば、委託発注法 (Vergäberecht) などの経済法の領域を挙げるができる。しかしながら、本稿では、EU法において特に重要であり、研究成果が豊富であり、さらには日独との思考様式の違いが明白な環境法の領域を集中的に取り扱うこととした。

(5) EuGH, Rs. C-26/62, Slg. 1963, I (van Gend & Loos) 邦語文献として、須網隆夫・中村民雄「E・E・C条約規定の直接効果」中村民雄・須網隆夫編『EU法基本判例集〔第三版〕』(日本評論社、二〇一九年)三頁以下も参照。

(6) 先決裁定手続とは、国内の裁判所が、係属中の事件を取り扱う中でEU法の解釈や有効性に關する疑義が生じたとき、その問題についてヨーロッパ司法裁判所に質問し回答を得るための手続のことである。先決裁定手続については、中西優美子『EU司法裁判所概説』（信山社、二〇二二年）六九頁以下を参照。

(7) なお、EU法をめぐる学説では、「直接適用」と「直接効果」は区別されているという。すなわち、直接適用は共同体法の規定が構成国における国内法化措置を必要とせずに適用されることを意味するのに対し、直接効果は共同体法の規定が個人に対して構成国の裁判所で実現可能な権利を付与することを意味する。例えば、指令についてみると、その内容を構成国において実現するためには別途の国内法化措置が必要であることから、問題となるのは直接効果ということになる。ただし、少なくとも初期のヨーロッパ司法裁判所の判例においては、直接適用と直接効果という用語はほとんど区別されずに用いられていたことが指摘されている。この直接適用と直接効果の区別については、須網隆夫「直接効果理論の発展に見る欧州統合の現段階」日本EC学会年報一四号（一九九四年）一四六頁以下、同「EC法における国際条約の直接効果」早稲田法学（早稲田大学）七八巻三号（二〇〇一年）五六頁以下を参照。

(8) EuGH, Rs. C-26/62, Slg. 1963, I (van Gend & Loos) Rn. 12.

(9) EuGH, Rs. C-26/62, Slg. 1963, I (van Gend & Loos) Rn. 14f. なお、ヨーロッパ司法裁判所は、本決定において禁止という消極的義務について直接効果を認めたが、後の判例において積極的義務についても直接効果を認めている。この点については、須網・前掲註(7)「直接効果理論の発展に見る欧州統合の現段階」一四四頁を参照。

(10) EuGH, Rs. C-26/62, Slg. 1963, I (van Gend & Loos) Rn. 18. なお、EEC条約一六九条及び一七〇条は現在のEU機能条約二五八条及び二五九条に相当し、ある構成国が条約に基づく義務に違反している疑いがある場合、ヨーロッパ委員会及び他の構成国に対して、一定の手続を経た後に当該構成国の違反についてヨーロッパ司法裁判所に提訴することを認める条文である。

(11) EuGH, Rs. C-26/62, Slg. 1963, I (van Gend & Loos) Rn. 19.

(12) EuGH, Rs. C-41/74, Slg. 1974, 1337 (van Duyn).

(13) EUの一次法(Primärrecht)と二次法(Sekundärrecht)の区別については、前者が「条約」(例えば、EEC条約やEU機能条約など)を指し、二次法は一次法に基づきEUの機関によって制定される「規則」「指令」「決定」などを指す。

- (14) Richtlinie 1964/221/EWG.
- (15) EuGH, Rs. C-41/74, Slg. 1974, 1337 (van Duyjn), Rn. 12.
- (16) EuGH, Rs. C-41/74, Slg. 1974, 1337 (van Duyjn), Rn. 13f.
- (17) EuGH, Rs. C-6/90 und C-9/90, Slg. 1991, I-5357 (Francovich), 邦語文献として、中西優美子『EU法』(新世社、二〇一二年)一六五頁以下、須網・前掲註(7)「直接効果理論の発展に見る欧州統合の現段階」一五三頁以下も参照。
- (18) EuGH, Rs. C-6/90 und C-9/90, Slg. 1991, I-5357 (Francovich), Rn. 31f. 以下は、EuGH, Rs. C-26/62, Slg. 1963, I (van Gend & Loos) のヨーロッパ司法裁判所の先例が引用されている。
- (19) EuGH, Rs. C-6/90 und C-9/90, Slg. 1991, I-5357 (Francovich), Rn. 33.
- (20) EuGH, Rs. C-6/90 und C-9/90, Slg. 1991, I-5357 (Francovich), Rn. 34.
- (21) EuGH, Rs. C-6/90 und C-9/90, Slg. 1991, I-5357 (Francovich), Rn. 40.
- (22) Vgl. GA Thesauru, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-46/93 und C-48/93, Slg. 1996, I-1029 (Brasserie du Pêcheur und Factortame), Rn. 17. コーロン司法裁判所の法務官 Thesauru は、国家責任に関する後続判例 Brasserie du Pêcheur 事件の意見書の中で、EU法上の国家責任について、「最終的に、立法の不作為によって生じた損害額についての個人に対する国家の金銭的な責任は、司法裁判所によって、個人の保護と、そしてそれを通じた共同体法の適切な実施を保障するための手段として作り出された」と整理する。
- (23) Astrid Epiney/Stefan Reitemeyer, Verwaltungsgewaltiger Rechtsschutz im Umweltrecht, in: GfU (Hrsg.), Dokumentation zur 37. Wissenschaftlichen Fachtagung der Gesellschaft für Umweltrecht, 2014, Rn. 110 以下「個人の機能化」という表現を用いる。
- (24) こうした連合法の構想については、とりわけ一九九六年から一九九八年にかけてドイツにおいて公刊された三つの有名なディセルタツィオンにおいても集中的に論じられている (Mathias Ruffert, Subjektive Rechte im Umweltrecht der Europäischen Gemeinschaft, 1996; Johannes Masing, Die Mobilisierung des Bürgers für die Durchsetzung des Rechts, 1997; Bernhard Wegener, Rechte des Einzelnen, 1998)。
- (25) ドイツ基本法一九条四項一文目は「公権力により自らの権利を侵害された場合、その者には出訴の途 (Rechtsweg) が

開かぬ」を規定する。

- (26) Wolfgang Kahl/Lutz Ohlendorf. Die Europäisierung des subjektiven öffentlichen Rechts. JA 2011, 41 (42).
- (27) Vgl. Kahl/Ohlendorf. JA 2011, 41 (42); Ebers, aa.O. (Fn. 2), S. 124.
- (28) Kahl/Ohlendorf. JA 2011, 41 (42).
- (29) EuGH, Rs. C-131/88, Slg. 1991, I-825 (Grundwasser).
- (30) Richtlinie 1980/68/EWG (Grundwasserrichtlinie).
- (31) 条約及び手続の「ことば」 中四・通訳註 (9) 予て規定するを参照。
- (32) EuGH, Rs. C-131/88, Slg. 1991, I-825 (Grundwasser), Rn. 7.
- (33) EuGH, Rs. C-131/88, Slg. 1991, I-825 (Grundwasser), Rn. 7, 61.
- (34) EuGH, Rs. C-361/88, Slg. 1991, I-2567 (TA Luft).
- (35) Richtlinie 1980/779/EWG (Luftqualitätsrichtlinie Schwefeldioxid und Schwebstaub).
- (36) EuGH, Rs. C-361/88, Slg. 1991, I-2567 (TA Luft), Rn. 2f., 16.
- (37) EuGH, Rs. C-361/88, Slg. 1991, I-2567 (TA Luft), Rn. 16.
- (38) Richtlinie 1982/884/EWG (Luftqualitätsrichtlinie Blei).
- (39) EuGH, Rs. C-59/89, Slg. 1991, I-2607 (Blei).
- (40) EuGH, Rs. C-59/89, Slg. 1991, I-2607 (Blei), Rn. 19.
- (41) Richtlinie 1975/44/EWG und 1979/869/EWG (Trinkwasserrichtlinie) 45 46 ‘ Richtlinie 1979/869/EWG 45 ‘ Richtlinie 1975/44/EWG 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000
- (42) EuGH, Rs. C-58/89, Slg. 1991, I-4983 (Oberflächenwasser).
- (43) EuGH, Rs. C-58/89, Slg. 1991, I-4983 (Oberflächenwasser), Rn. 14.
- (44) EuGH, Rs. C-58/89, Slg. 1991, I-4983 (Oberflächenwasser), Rn. 14.
- (45) EuGH, Rs. C-298/95, Slg. 1996, I-6747 (Muschelgewässer).
- (46) Richtlinie 1978/659/EWG (Süßwasserrichtlinie).

- (47) Richtlinie 1979/923/EWG (Muschelgewässerrichtlinie).
- (48) EuGH, Rs. C-298/95, Slg. 1996, I-6747 (Muschelgewässer), Rn. 15.
- (49) EuGH, Rs. C-298/95, Slg. 1996, I-6747 (Muschelgewässer), Rn. 16.
- (50) 最初のケースである地下水判決も、確かに指令の保護目的として直接に人間の健康保護に言及することはなかったが、水汚染の防止を保護目的として認定したのであって、これらの一連の判決と整合的に理解しよう。
- (51) Angela Schwerdtfeger, Der deutsche Verwaltungsschutz unter den Einfluss der Aarhus-Konvention, 2010, S. 157.
- (52) Schwerdtfeger, aa.O. (Fn. 51), S. 161f. は、もし民衆訴訟を認めようとするのであれば、環境情報指令が環境情報請求権にこの規定してあるのと同様に、それに対応するEU法上の根拠条文が必要であろうと指摘する。
- (53) なお、ヨーロッパ司法裁判所の判決の中での「利害関係者 (Betroffene)」という表現が用いられているのは大気質判決以降であり、最初の地下水判決にもこの「受益者 (Begünstigte)」という表現が用いられていた (vgl. Schwerdtfeger, aa.O. (Fn. 51), S. 159)°.
- (54) EuGH, Rs. C-361/88, Slg. 1991, I-2567 (TA Luft), Rn. 16; C-59/89, Slg. 1991, I-2607 (Blei), Rn. 19; C-58/89, Slg. 1991, I-4983 (Oberflächenwasser), Rn. 14; C-298/95, Slg. 1996, I-6747 (Muschelgewässer), Rn. 16.
- (55) Schwerdtfeger, aa.O. (Fn. 51), S. 159f.
- (56) Astrid Epiney は、この点でローレンス司法裁判所の構想を「規範的利害関係者訴訟 (normative Interessentenklage)」の構想と表現した (Astrid Epiney, Primär- und Sekundärrechtsschutz im öffentlichen Recht, VVDStRL 61 (2002), 362 (396ff.); dies., Rechte Einzelner im EU-Umweltrecht, EurUP 2017, 223 (225ff.))。なお、一般にローレンスの学説にもこのドイツの構想は「被害者訴訟 (Verletztenklage)」「フランスの構想は「利害関係者訴訟 (Interessentenklage)」と呼ばれており、この規範的利害関係者訴訟という表現は、必ずしもドイツとフランスのどちらにも与しなく (あるとは、どちらにも通ずる点のある) 両者の狭間にある構想であることを暗示している。
- (57) Schwerdtfeger, aa.O. (Fn. 51), S. 162f.
- (58) ヨーロッパ司法裁判所における法務官 (Generalanwalt) の地位及びその意見の位置づけについては、中西・前掲註 (6)

一二頁以下を参照。

- (59) 中西・前掲註(6) 一三三頁。
- (60) GA van Gerven, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-131/88, Slg. 1991, I-825 (Grundwasser), Rn. 7.
- (61) GA van Gerven, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-131/88, Slg. 1991, I-825 (Grundwasser), Rn. 7.
- (62) GA van Gerven, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-131/88, Slg. 1991, I-825 (Grundwasser), Rn. 9.
- (63) Vgl. Ulrike Giera, Individualrechte im europäischen Umweltrecht, 2015, S. 80f.; Schwerdtfeger, a.O. (Fn. 51), S. 170f.
- (64) GA Mischio, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-361/88, Slg. 1991, I-2567 (TA Luft) und C-59/89, Slg. 1991, I-2607 (Blei), Rn. 18.
- (65) GA Mischio, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-361/88, Slg. 1991, I-2567 (TA Luft) und C-59/89, Slg. 1991, I-2607 (Blei), Rn. 23. 今のほかにも Mischio は、二酸化硫黄と浮遊粒子に関する大気質指令の前文から、有害物質を排出する企業間に共通市場での平等な競争環境を作り出すという指令のさらなる目標を読み取ることで、個人の権利及び義務を根拠付けるべきだとこの説明を裏付けている (Rn. 21)。
- (66) GA Mischio, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-361/88, Slg. 1991, I-2567 (TA Luft) und C-59/89, Slg. 1991, I-2607 (Blei), Rn. 23.
- (67) Vgl. Giera, a.O. (Fn. 63), S. 83f.
- (68) Vgl. Schwerdtfeger, a.O. (Fn. 51), S. 167.
- (69) つまり、多くの条約違反手続におこなったインツが主張していたような、規範を定立するものがない単に行政実務を通じて国内実施では、指令の要求を満たすのには十分でないものと理解される。
- (70) GA Jacobs, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-58/89, Slg. 1991, I-4983 (Oberflächenwasser), Rn. 29.
- (71) GA Jacobs, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-58/89, Slg. 1991, I-4983 (Oberflächenwasser), Rn. 29.
- (72) GA Jacobs, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-58/89, Slg. 1991, I-4983 (Oberflächenwasser), Rn. 33.
- (73) GA Jacobs, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-58/89, Slg. 1991, I-4983 (Oberflächenwasser), Rn. 34.
- (74) GA Jacobs, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-58/89, Slg. 1991, I-4983 (Oberflächenwasser), Rn. 34.

- (75) Giera, aa.O. (Fn. 63), S. 86f.
- (76) GA Jacobs, Schlussanträge zu EuGH, Rs. C-298/95, Slg. 1996, I-6747 (Muschelgewässer), Rn. 12.
- (77) Vgl. Friedrich Schoch, Gerichtliche Verwaltungskontrollen, in: Hoffmann-Riem/Schmidt-Albmann/Volkühle (Hrsg.), Grundlagen des Verwaltungsrechts, Bd. III, 2. Aufl. 2013, §50 Rn. 153.
- (78) Schoch, aa.O. (Fn. 77), Rn. 153.
- (79) Schwerdtfeger, aa.O. (Fn. 51), S. 160.